

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 2 日現在

機関番号：33908

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22720117

研究課題名（和文） 著作権の発展と文学の300年—作品流通の国際化と英語圏各国文学のアイデンティティ

研究課題名（英文） 300 years of Copyright and Literature: Internationalization of Book Trade and National Identities of English Literature

研究代表者

園田 暁子 (SONODA AKIKO)

中京大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：00434564

研究成果の概要（和文）：イギリスで最初に著作権法が成立してから300年以上が経ったが、その間に起きた著作権法の発展と文学者の創作に対する意識の変化との関係を明らかにするとともに、次第に増していった国際的な作品の流通とイギリス、アメリカ、カナダを中心とする英語圏の国々の文学的アイデンティティの問題との関連について研究を行った。また、この300年間に確立され、発展してきた著作権というものが果たして文学をはじめとする文化の振興に寄与することになったのかについても考察した。

研究成果の概要（英文）：300 years have passed since the first Copyright Act was established in the UK in 1710. In this research, I aimed to grasp how the copyright laws developed in the 300 years, changed the attitude towards creative activities, and how the increased international exchanges of literary works and culture affected the ideas about “national identity” in the UK, the US and Canada. I also aimed to consider if the copyright laws have promoted literature in general.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文学、英米・英語圏文学

キーワード：著作権、イギリス文学、アメリカ文学、カナダ文学

### 1. 研究開始当初の背景

イギリスで著作権法が最初に制定されてから300年以上が経つが、作品の流通・発信のあり方が多様化する中、今日、著作権保護のあり方を問う議論・研究が活発に行われている。そのような研究の一環として法学者たちによる著作権保護の源流を探る歴史的研究も行われている。Brad Sherman and Lionel

Bently の *The Making of Modern Intellectual Property Law* (1999)、Catherine Seville の *The Internationalisation of Copyright Law* (2006) はそのような研究の代表的なものだが、それらの研究では立ち入っていない著作権と文学・創作との関係という文化的問題について研究を進め、文学研究者の立場から今後の著作権のあり方について提言する、その土台となるような研究を行いたいと考

えた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、世界で最初の著作権法がイギリスで成立してから今日までのおよそ300年の間に起こった著作権法の発展と著作者の創作に対する意識の変化との関係、そして、次第に増していった国際的な作品の流通とイギリス、アメリカ、カナダを中心とする英語圏の国々の文学的アイデンティティの問題との関連を明らかにすることにある。

また、今日著作権をめぐる問題が以前にも増して注目を集め、また著作者の死後70年という保護期間のさらなる延長の是非などが話題となっているが、著作権により保護される作品の、公的財産と私的財産としての側面について検討しながら、果たしてこの300年間に確立され発展してきた著作権というものが本当に文学をはじめとする文化の振興に寄与することになったのか、考察することも目指した。

## 3. 研究の方法

### ①著作権の発展と「著者(author)」の概念の時代による変遷についての研究

著作権は経済的権利であるばかりでなく、文化の振興・特質とも深くかかわる問題であるため、文学者たちはその創作論・文化論を著作権の保護強化の根拠として提示しながら権利の拡大を図ってきた。18世紀以降の「著者」の概念の変遷を確認した。

### ②作品流通の国際化とイギリス、カナダ、アメリカを中心とする各国の文学的アイデンティティについての研究

1886年のベルヌ条約の成立以降、それ以前の二国間条約の時代と比べて、翻訳も含む文学作品の国際的流通がさらに加速したと考えられるが、その結果各国の文学は均質化に向かったというより、より独自性を増したという仮説を立て、文学作品の保護にとって国境というボーダーが取り払われた時、ナショナリズムの志向とコスモポリタニズム的志向がどのように作用しあい、各国の文化的・文学的アイデンティティがどのように意識されるようになったか、文学論と実際の作品の中に読み解いた。

### ③著作権保護に関する実務の実態の把握

その内容の繁雑さゆえに未だ十分な研究が行われているとは言えないベルヌ条約以前のイギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、カナダの間の著作権保護の実務や実態を、特

に、イギリスやフランスの片務的に外国人の作品を保護するという著作権法の実態を確認した。

## 4. 研究成果

まず、1710年の著作権法の成立以降に起こった変化の特質をより明確につかむために、17世紀以降のイギリス、18世紀以降のアメリカ・カナダにおける文学の文化的・社会的役割に関する論考を読み直した。特にアメリカとカナダの文学論における文学的天才の定義の変遷と両国独自の文学の成立において文学者たちが果たすべき役割についての議論を整理し、19世紀における国際著作権条約の成立の前後でフランス、ドイツも含む国々における文学論に変化が見られるか調査した。その結果、アメリカ、カナダ、アイルランドの文学者たちにとっては国際間の著作権保護について考察し、また行動する機会が、より自国に独自の文学というものを確立し、世界に向けて発信したいという彼らの意識に影響を与えていたことが、複数のケースから明らかになった。一方、当初の予想通り、イギリスの文学者たちにとっては、自国の文学・文化の独自性を追求したいという意識は、アメリカ、カナダ、アイルランドの文学者たちに比べれば稀薄であった。

また、アメリカ人作家の保護についての実務の実態を明らかにするために調査を行った。早くはアーヴィング、クーパーに始まり、その後のマーク・トウェインやヘンリー・ジェイムズ、ヘミングウェイらのアメリカの作家たちがアメリカを出て、海外に一定期間暮らし、創作活動を行ったことと、イギリスやフランス、ドイツなどの国が外国人著作者の作品を著作権法により保護していたこととの関連について調査を進め、19世紀の二国間条約、そしてベルヌ条約が非加盟国の国民の作品をどのように保護していたのか、その実務と実態について研究を行った。また、それらの国でアメリカ的なものがどのように評価され、アメリカ人作家たちの創作観に影響を与えたか分析した。

その成果の一部は、ホイットマン、モンゴメリ、イエイツ、ディケンズと著作権との関係に関する論文にまとめた。

ホイットマンと国際著作権保護についての論文では、彼の詩“Passage to India”や“A Broadway Pageant”などから、ホイットマンにとって、国際著作権とは、鉄道、橋、通信ケーブルと同様、世界の各地を結びつけるもの、そして、アメリカの民主主義が体現すべき公正・平等の精神そのものであったことを論じ、彼の個人と集団の意識と著作権に関する意識の関係についても論じた。

『赤毛のアン』をはじめとする作品で、日本を含めた世界中で翻訳・原文で愛読され、数多く映画化されているルーシー・モード・モンゴメリと著作権の問題についての論文では、かつてはイギリスの植民地で、アメリカという大国と広く国境を接したカナダの文学者として、彼女が作家活動において直面し、対処した問題を通して、著作権保護に関する実務の実態を把握するとともに、彼女が自国ではなく、アメリカの出版社と契約を結んだ背景にあるカナダの著作権をめぐる事情を明らかにし、当時のカナダとアメリカの作家が享受し得た保護の不平等について論じた。

アイルランドの詩人・劇作家のウィリアム・バトラー・イェイツを取り上げた論文では、アイルランド独自の文学を国内外に発信することでアイルランドの人々の誇りを取り戻すとともに国民としての一体感を創出し、イギリスからの独立を実現するという彼のアイルランド文芸復興運動にとって、これらの著作権条約が欠かせない役割を果たしていたことを指摘した。また、彼が 1922 年にアイルランド自由国議会の議員となつてからはベルヌ条約の加盟に向けて議論を行うなど、後の世代の文学者たちにとって活動しやすい環境づくりにも尽力したことを明らかにした。

エディンバラで7月に開催された Material Cultures 2010 Conference での口頭発表ではディケンズとアメリカの出版社との関係を確認し、1842 年以來、アメリカとイギリス間の著作権保護の重要性が認められないことへの抗議として、およそ 10 年間アメリカの出版社との契約を断ってきたディケンズが、ハーパー社と再び契約を結ぶに至った理由について、当時のイギリスの外国人の著作物を片務的（たとえ、アメリカのようにイギリスの著作者の作品を保護しない国の著作者の作品でも、イギリスにおいて著作権保護を受けるための要件を満たした形で出版すればイギリスにおいて著作権を保護した）に保護する方針との関係に着目して推論した。

また、「著者」の概念の変遷についての研究を行う中で、永代版權を持つことにこだわった文学者がワーズワース、トウェインをはじめ多数存在することが明らかになった。著作者が永代版權を持つことによって、作品の広範な流通が妨げられたり、ある作品に基づいた更なる創作の可能性が制限されるなどの問題もあるにも関わらず、彼らがなぜ著作者が持つ永代版權にこだわったのかについて、今日の著作者人格権の要素がイギリスの著作権法においてなかったことが関係しているのではないかとの仮説のもとに研究を行った。フランスにおける著作者人格権の発展過程についても調査し、それがイギリスを

はじめとする他国の著作権法や国際条約に与えた影響についても考察した。

その成果の一部をもとに、1800 年版の *Lyrical Ballads* 巻末に収録された詩、“Michael”に読み取れる、ワーズワースの所有権、そして知的所有権の意識と、著作者人格権的考え方の関連についてまとめ、2013 年 4 月に開催された名古屋大学英文学会で口頭発表を行った。

本研究において、国際間の著作権の保護により促進された、文学作品の流通が、アメリカ、カナダ、アイルランドなどの文学者たちに、自国独自の文学を確立、発信することへの意欲を奮い立たせる機会を与えたこと、そして、そこにおいて、イギリスという国やイギリスの作品の存在が、ライバル的な存在として、刺激を与えていたことがさまざまな事例を通して確認できたことは、この分野における研究の一つの成果であると考えられる。今後は、より詳細にそれらの国の文学の関係を確認していくとともに、18 世紀以降の所有権をめぐる問題意識の系譜において、それぞれの時代の文学者たちの知的所有権の意識が、どのような位置を占めているか、研究を進めたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

①Akiko Sonoda, What Would Blake Say about the Blake Archive and Today's Digitalization?, *Poetica: An International Journal of Linguistic-Literary Studies*, 査読有、No. 79、2013 年、47-55

②園田暁子、ホイットマンのアメリカの理想と国際著作権、知財研フォーラム、査読無、81 号、2010 年、41-44

③園田暁子、カナダにおける著作権と L.M. モンゴメリの活躍、知財研フォーラム、査読無、82 号、2010 年、77-80

④園田暁子、イェイツとアイルランド文芸復興運動にとっての国際著作権、知財研フォーラム、査読無、83 号、2010 年、53-56

〔学会発表〕（計 4 件）

①園田暁子、ロマン派の遺産——ワーズワースの詩論と著作権の意識、名古屋大学英文学会、2013 年 4 月 20 日、名古屋大学 千種キャンパス

②園田暁子、“Clerisy”としてのコールリッジ——社会と文学市場における文学者、関西コールリッジ研究会、2011年4月23日、立命館大学 衣笠キャンパス

③Akiko Sonoda、What would the Romantic Poets Say about Today's Digitalization and Copyright Questions? 、 Digital Romanticisms、2010年5月22日、University of Tokyo

④Akiko Sonoda、Why Dickens Resumed his Connection with American Publishers?、Material Cultures 2010、2010年7月16日、University of Edinburgh, U.K.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

園田 暁子 (SONODA AKIKO)

中京大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：00434564